

最高裁秘書第1289号

令和2年6月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月9日付け（同月13日受付、第020065号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

3月31日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

令和2年3月31日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について

(事務連絡)

3月28日に、政府において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。これに伴い、最高裁判所で新型コロナウイルス感染症対策本部会合を開催し、現時点での情報を基に、2月26日付け事務連絡でお知らせした裁判所における当面の対応について改訂し、別紙のとおり定めましたので、各庁において必要な検討を進めてください。

別 紙

裁判所における当面の対応について

令和2年3月31日

1 現在の状況

政府基本方針に記載のとおり。国内では、地域において感染源の分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国的に拡大すれば、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない状況にあり、まん延防止策によりその発生を防止することが重要とされている。

2 今後の対策

政府基本方針を踏まえ、最高裁はもとより、各裁判所は、次の(1)～(3)の対応を継続するとともに、(4)～(5)の対応を検討することが考えられる。

(1) 情報流通

裁判所内において、職員の健康状態、事件関係者の症状等に関する情報が速やかに収集され、伝達される態勢ができているか確認する。また、地域における感染が拡大した場合には、特定の地域に外出自粛要請がされたり、近隣の行政機関が業務を縮小等することもあり得ることから、積極的に地域の実情（地方公共団体のみならず国の出先機関の状況、これらの機関や保健所等から提供される情報等）の情報収集を行う。

(2) 感染拡大防止策

- 引き続き、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底する。窓口対応、弁論準備や調停、勾留質問など当事者等と近距離で応対する職員に対してはマスクの着用を促す。
- 発熱等の症状がある場合の休暇取得について改めて周知する。
- 職員の通勤手段等に関する各庁の実情に応じ、早出遅出制度を活用するなどして混雑時間帯を避けて通勤することを促す。
- 当事者等に対しては、出頭する必要がある場合にはマスクを着用すること

について協力を求めることが考えられる。なお、発熱等の症状がある場合には、期日変更の検討を要するので事前に電話等で裁判所に連絡をしてもらう。

- 感染拡大のリスクを高める環境とされている3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）が重なるような期日等については、3つの条件が重なることを避けるための取組を可能な限り行う。

法廷における手続においては、多数の傍聴者等が見込まれる事件などについては、概ね1メートル程度の間隔を空けて着席させるよう傍聴席の利用方法を定めるといった措置や、傍聴券交付の際の感染拡大防止策を検討することが考えられる。また、傍聴人についても発熱等の風邪症状がある場合には傍聴を控えるよう協力を求めるとともに、マスクの着用を許容することが相当と考えられる。

- 事件関係者等が新型コロナウィルス感染症に感染していたことが判明した場合には、保健所の指示に従い、消毒等必要な対応を行う。また、職員について新型コロナウィルス感染症に感染したことが判明した場合、当該職員と濃厚接触した職員の出勤の可否は保健所等の指示に従って判断することとし、指示があるまでの間、濃厚接触した職員の出勤は控えさせる。
- 広報等の行事や外部機関との会合、懇親会などについては、現在の状況に鑑み、引き続き、実施する必要があって、実施日の変更が困難なものを除き、原則として延期又は中止を検討する。

(3) 業務態勢の検討

- 新型コロナウィルス感染症に感染した職員が判明した場合には、当該職員が所属する部署の業務を部分的に縮小せざるを得ないことも考えられ、必要に応じ関係機関と連携し、そのような場面も含めた想定をしておく。支部や独立簡裁についても必要な人員を確保できるよう、応援態勢を検討しておく。応援態勢の検討に当たっては、管理職員等一部の職員に過度な負担を負わせ

ることのないよう十分に配慮する。

- 事件処理については、期日の性質や当事者の意向等も考慮した上、要急でないものについては期日実施について十分に検討する。感染拡大のリスクを高める環境とされている3つの条件が重なることを避けることが難しい期日等の実施については、慎重に判断することが考えられる。また、（例えば、破産事件の集団免責審尋、少年事件の集団審判など）多数の当事者に一斉に出席を求めている手続のうち、可能なものについては、他の方法によることも検討することが考えられる。
- 事件処理以外の業務に際しても、3つの条件が重なることを避けるとともに、出張による移動を減らすなどのため、代替できる場合にはテレビ会議を利用する。

(4) 緊急事態宣言がされた場合の対応等

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づき緊急事態宣言がされ、裁判所所在地やその周辺に平日の日中における外出自粛要請がされるような事態に至った場合には、新型インフルエンザ等対応業務継続計画（B C P）に規定する発生時継続業務（強化・拡充業務及び一般継続業務）を継続するほか、当該地域における感染拡大の程度、自粛要請の継続期間や関係機関の動向等を考慮し、発生時継続業務以外の業務のうち第一順位の業務等をどの程度を継続するかを緊急性の高さに応じて考慮し、具体的な継続業務を検討する。業務を縮小する結果として登庁しない職員は在宅勤務を行う。
- 上記のような事態にまで至らない場合にも、地域において、一層の在宅勤務等の要請が行われたときには、その内容に応じて、関係機関の動向等も考慮した上で、緊急性が高くない業務を縮小し、例えば、部署ごとに出勤するグループと在宅勤務をするグループを分け、ローテーション等による負担の公平を図るなどの工夫をして、部署全体の機能が停止することのないよう備えることも考えられる。

(5) 対応の見直し

- まん延防止策が奏功し、裁判所の所在する地域において感染者の発生が抑制された場合には、慎重に検討を行った上、上記の各感染拡大防止策を適切に見直す。